

徳島県告示第七百三十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

平成二十九年十二月二十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称  
徳島県立西部防災館
- 二 指定管理者の名称及び事務所の所在地  
四国開発土木株式会社  
三好郡東みよし町中庄二七六番地一
- 三 指定の期間  
平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日まで